

重みを増す「見えない負担増」

発表日：2012年6月12日（火）

～ 景気情勢に関係なく増えていく社会保険料負担～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (Tel: 03-5221-5223)

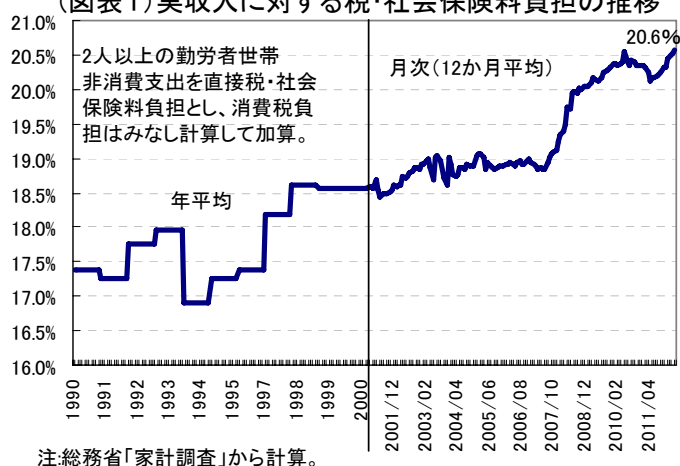
消費税に話題が集中するが、ここ数年、社会保険料負担の増加は決して小さくなかった。今後も、復興増税や社会保険料の負担増が予定される。5年後の税・社会保障の負担増は、+5%の消費税率引き上げの半分程度の重みになると見込まれる。こうした負担増を解消する方法は、賃金上昇が促されるように経済成長するほかない。

税負担よりも増加する社会保険料負担増

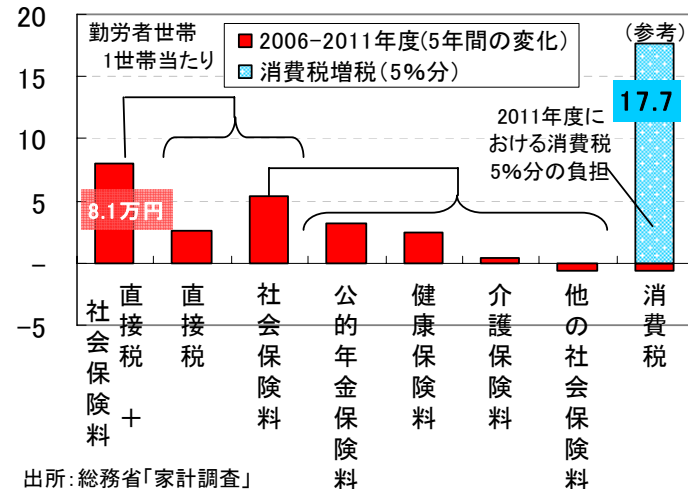
国会では、消費税法案の修正協議が行われている。2014年4月に8%、2015年10月に10%に消費税率を引き上げるに当たって、法案には景気弾力条項として「名目成長率3%、実質成長率2%程度を目指す」との努力目標が明記されている。経済環境の改善なくしては、家計が税負担を賄いにくいという考えからだろう。おそらく、日銀が2014年度にも消費者物価1%の実現を果たそうと目指しているのは、野田政権の成長率目標の実現と連動しているのだろう。

ところで、私たちは負担増について、消費税増税に限って吟味するだけよいか。本当は、消費税のような見えやすい負担増だけに気を取られて、既定路線になってしまった「見えない負担増」の方に鈍感になってはいけなのではないか。総務省「家計調査」を調べると、税・社会保障負担（消費税を含み、酒税は含まず）の実収入比は、2000年度に18.6%だったのが、2006年度18.8%、それが2011年度20.6%にも高まっていた（図表1）。実額でみると、2011年度の勤労者1世帯の税・社会保険料の年間負担増は、年金保険料（+3.2万円）、健康保険料・介護保険料（+2.9万円）、直接税（+2.6万円）などによって計+8.1万円の増加となっていた（図表2）。これは、消費税率を+5%引き上げていたときの46%に相当する。つまり、この5年間に計算上では消費税率が+2.3%引き上げられたのと同じくらいの負担増があったと理解できる。

（図表1）実収入に対する税・社会保険料負担の推移



万円/年間 (図表2) 世帯の税・社会保険料負担の増減額



具体的に言うと、2004年に決まった厚生年金保険料率の段階的引き上げは、2008年のリーマンショックと2011年の東日本大震災後の景気悪化のときにも、粛々と行われていた。この保険料率の引き上げは、労

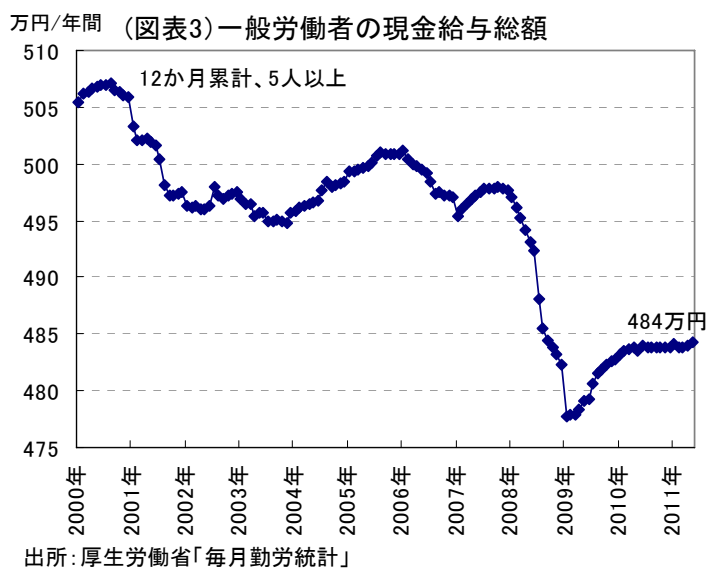
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

使折半でそれぞれが毎年0.177%ずつの負担が増している。ほかに、健康保険料も2010～2012年にかけて引き上げが進んでいる。健康保険料は、2006年に健康保険法が改正されて、2009年9月から全国一律が変更されるとともに、健康保険組合の財政悪化を背景に料率が引き上げられるケースが増えている。

健康保険料を巡っては、2008年に始まった後期高齢者医療制度によって、国民健康保険で重くなる高齢者の医療費の負担を、国庫や健康保険組合などにシェアしようとしたものだったようにみえる。後期高齢者医療制度を廃止しても、そのまま復活させても、いずれにしても健康保険料の増加に歯止めをかけることは困難だと考えられる。さらに、介護保険料も2010年から従来よりも引き上げ幅が大きくなり、現在に至っている。厚生年金・健康保険・介護保険の主に3つが、サラリーマンの社会保険料負担を増加させる主因になっている。

2008年以降も進んだ社会保険料負担増

こうした負担増は、高齢化が進展する中では、半ば仕方のない流れである。しかし、過去の経緯を振り返ると、タイミングについては割り切れないものを感じる。すなわち、勤労者の所得環境については、2008年に起きたリーマンショックによって、一般労働者の所得水準が劇的に切り下がる事態になっているからだ（図表3）。現金給与額は、2006年度に1人500万円であったのが2011年度には484万円（2006年比▲3.1%）へと減額されている。健康保険料などの負担増は、このタイミングと重なり、可処分所得の押し下げに寄与した。



この2008年は、勤労者の所得環境にとって、様々な意味でターニング・ポイントだったようにみえる。勤労者の税負担については、所得税・住民税の定率減税の扱いが、「経済環境の改善を踏まえて」という理由が満たされたと判断され、2006・2007年と二段階で縮減・廃止された。このイベントの直後、不運にも2008年にリーマンショックが起こった。それにも拘わらず、定率減税は元に戻されなかった。

こうした勤労者に対する負担増は、勤労者の生活実感のレベルでダメージを与えただけではない。社会保険料負担は、労使で折半される仕組みになっているので、企業側にとっては正社員を雇うときの重石になる。間接的に正社員雇用を敬遠させ、非正規雇用へのシフトを促したことにも、専ら正規雇用に負担を負わせる仕組みが影響したとみられる。なお、パート労働者に対する社会保険料の適用は、2016年4月以降漸進的に進む予定である。

今後も予定される勤労者への増税

勤労者に対する負担増は、2011年の大震災が起こった後でも、さらに重みを増そうとしている。そこでは、復興増税のように「高齢者に対して増税はできない」という論法で、勤労者に偏って行われてしまった措置もある。また、前々から決められている社会保険料負担の引き上げもある。様々な要因が折り重なって、あれもこれも勤労者に荷重が集まったような印象を抱いているのは、筆者だけではあるまい。

今後、予定されている負担増の内容をいくつか列挙すると、次のようになる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

復興増税：復興財源を確保する方針の下、2013年1月から所得税の課税額が、定率増税の方式で一律2.1%ほど増やされて財源に充てられる。復興のために勤労者が率先して税金を稼ぐという意図が理解できない増税である。この臨時増税は、所得税（総額年平均3,000億円）を+2.1%増やすという措置を25年間に亘って行うというものである。事実上、恒久的な扱いの増税である。住民税についても、2014年4月から+1,000円の負担（総額年平均800億円）が10年間に亘って加算される。「家計調査」の2人以上・勤労者世帯の負担に換算すると、平均2.99%の勤労所得税負担（対実収入、2011年）が、3.05%に+0.06%上昇する計算になる。

給与所得控除：2012年税制改正によって、給与所得控除も給与所得1,500万円以上の人を対象に縮減される。すなわち、2013年からは、給与所得控除を上限245万円に制限して、所得税支払いが増える予定である。国税庁の資料によると、年収1,500万円超の給与所得者数は全体の1.0%である。この増税によって、給与所得者が支払っている所得税が増加するのは、総額に対して+1.01%という計算になる。退職金についても、これまで優遇されてきた扱いが見直される。

扶養控除廃止：子ども手当についても、児童手当に移行するに当たって2012年6月から所得制限が加えられて、給与所得960万円以上（夫婦・子供2人世帯）で38万円の控除が受けられなくなる。計算上は、対象者は平均年間12.8万円の税負担の増加になる。少子化対策の趣旨が顧みられなくなり、扶養控除が廃止されて、手当を受け取れない所得者層が子供を育てにくくなる。子育てを巡る支援は、政治混乱の中で、倒錯した結果がもたらされようとしている。

年金保険料：標準報酬月額に対する年金保険料率は、2012年（9月～）の8.383%（折半後）から、2017年9.15%まで引き上げられる。年金保険料引き上げは、今のところは2017年の9.15%が上限になっている。「家計調査」の2人以上・勤労者世帯は、1世帯当たりの年金保険料増加が、毎年8,300円の増加というインパクトになるだろう。2012年から5年後の2017年までについては、5年前比41,500円の増加となる見通し。

健康保険料・介護保険料：2012年3月の厚生労働省「社会保障各制度の保険料水準の見直し」によれば、健康保険（協会けんぽ）は2012年度5.0%から2015年5.3%、介護保険（同）は2012年度0.775%から2015年度0.850%へと引き上げられる見通し。今後、後期高齢者医療制度の見直しの影響によって変化する部分もあるとしても、基本的に団塊世代が医療費を支出する時期を迎えることで、健康保険・介護保険も負担増は趨勢として避けられない。

上記のような先行きの負担増を合計すると、報酬比で2012年は22.03%だったのが、2015年は23.19%、2020年は23.72%へと上昇することになる見通しである（図表4）。2014・15年の消費税だけに目を奪われると、財政再建の圧力によって勤労者への荷重が強まっていくことを見逃しがちになってしまう。

なお、実収入に対する負担増は、消費税率+5%になる場合、+2.99%と計算できる。現時点では、消費税の負担感、直接税や社会保険料負担に比べ

（図表4）今後の税・社会保険料負担の推移

	＜報酬比の負担割合(労使折半後) %＞							(参考)消費税負担 ＜消費税/実収入＞
	直接税・社会保険料計				直接税			
	年金保険料	健康保険料	介護保険料	雇用保険料	(所得税・住民税)			
2005	7.14%	4.10%	0.63%	0.98%	12.84%	6.97%	19.81%	
2006	7.32%	4.10%	0.62%	0.98%	13.01%	7.43%	20.44%	
2007	7.50%	4.10%	0.62%	0.60%	12.81%	7.05%	19.87%	
2008	7.68%	4.10%	0.57%	0.60%	12.94%	7.56%	20.50%	
2009	7.85%	4.11%	0.60%	0.40%	12.96%	7.72%	20.68%	
2010	8.03%	4.67%	0.75%	0.60%	14.05%	7.80%	21.85%	
2011	8.21%	4.75%	0.76%	0.60%	14.31%	7.67%	21.98%	
2012	8.38%	5.00%	0.78%	0.50%	14.66%	7.38%	22.03%	
2013	8.56%	5.13%	0.82%	0.50%	15.01%	7.46%	22.47%	
2014	8.74%	5.27%	0.86%	0.50%	15.36%	7.47%	22.83%	
2015	8.91%	5.40%	0.90%	0.50%	15.71%	7.47%	23.19%	
2016	9.09%	5.41%	0.95%	0.50%	15.95%	7.47%	23.42%	
2017	9.15%	5.42%	1.00%	0.50%	16.07%	7.47%	23.54%	
2018	9.15%	5.43%	1.05%	0.50%	16.13%	7.47%	23.60%	
2019	9.15%	5.44%	1.10%	0.50%	16.19%	7.47%	23.66%	
2020	9.15%	5.45%	1.15%	0.50%	16.25%	7.47%	23.72%	

注：厚生労働省「社会保障各制度の保険料水準の見直し」(2012年3月)、税は国税庁資料を使い平均所得税負担率を参照し、住民税は総務省「家計調査」を使って試算した。将来の報酬は横ばいと仮定した。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

ると、レベル感としてまだ大きいとは言えない。この割合は、2014年には4.78%、2015年には5.97%へと引き上がっていくことになる。それでも、多くの国民にとって、消費税増税のインパクトが大きくみえるのは、その変化幅が一時期に動かされるからであろう。

実は、その一方で直接税・社会保険料負担増についても、長い目でみると変化幅としても無視できない大きさになる。直接税・社会保険料の負担増は、2012年に比べて2020年には+1.69%の上昇になると予想される。このインパクトは、2015年までの消費税率引き上げ(+2.99%)の負担増に対して6割程度に相当する。

消費税増税では救われない勤労者

勤労者の負担だけが増しているのをみて、多くの若い勤労世代の人々は腹を立てるかもしれない。その感覚は、勤労者だけが負担増を強いられるのは不公平だから、高齢者も消費税負担を負うべきだという意見に傾きやすい。世代間不公平を訴える声の背後には、そうした感覚が少なからずあるのだろう。しかし、筆者は、消費税増税は必要だと考えるとしても、勤労者の不公平感を根拠にしながら消費税増税を推進するのは誤解があるのではないかと感じる。

なぜならば、消費税が引き上げられても、既定路線になっている勤労世代の社会保障負担が軽減される訳ではないからだ。せいぜい将来、消費税が引き上げられると、追加的な財政負担に対して、高齢者と勤労世代の間での負担の分配がより適正化されるに止まるくらいだ。筆者は、成長のパイを大きくすることこそが先決であり、成長のパイを完全に外に置いて所得再分配を論じると、負担の押し付け合いになりがちだと考える。

勤労者に関して、予定された負担増から免れる道は賃金水準が高まることでしかない。世代間不公平を理由にして、勤労世代と高齢者が税・社会保障負担の押し付け合いをするのではいけない。社会全体として、勤労者の賃金上昇をどのようにして実現していくのかを考える方が、生産的である。

例えば、2006～2011年度までの5年間に増加した勤労者の家計負担は、報酬比+1.54%〈税引き前〉であった。この負担増は、企業の付加価値が1.54%ほど増加して、同じ比率で労働報酬を引き上げていけば相殺できるものだ。法人企業統計年報を調べると、2010年度の付加価値額は272兆円であり、付加価値の中から人件費に回される割合が71.6%となっている。付加価値が年1%成長したときに、労働配分率を+0.4%ほど引き上げれば、労働報酬は年1.54%ほど増える計算になる。

今後の勤労者の負担増を考えてみると、2012年から2020年にかけて直接税・社会保険料は+1.69%引き上げられることが予想される。年平均で+0.21%である（今後5年間は+0.30%）。

今後5年間は、デフレを解消するとともに、賃金上昇を促すことで勤労者の負担増を緩和していくことが望まれる。勤労者の報酬が負担増部分を超えて増えていけば、豊かになった中堅層が所得税・住民税をより多く支払うようになり、高齢者などに所得再分配を回す余地が増えてくる。経済政策としては、こうした分配を成功させるために、経済成長戦略を強力に推進し、企業収益の増加と同時にそれと整合的な雇用者報酬の引き上げが行うことを目指さなくてはならない。